

# 戸籍等交付請求書

## ◎必要な戸籍等の表示

令和 年 月 日

本籍	東京都江戸川区	丁目	番 番地
筆頭者氏名 <small>(亡くなくても変わりません)</small>	フリガナ	明・大 昭・平・令	年 月 日生
対象者氏名	フリガナ	明・大 昭・平・令	年 月 日生

## ◎必要な証明書の種別

1	戸籍 全部事項証明書【戸籍謄本】	通	14	戸籍電子証明書提供用識別符号	通		
2	除籍 全部事項証明書【除籍謄本】	通	15	除籍電子証明書提供用識別符号	通		
3	除籍・改製原謄本 *コンピュータ化前	通	16	除籍電子証明書提供用識別符号 *コンピュータ化前	通		
4	戸籍 個人事項証明書【戸籍抄本】	通	備考				
5	除籍 個人事項証明書【除籍抄本】	通					
6	除籍・改製原抄本 *コンピュータ化前	通					
7	一部事項証明書(戸籍・除籍)	通					
8	身分証明書	通					
9	戸籍の附票(現・改)(全部・一部) *本籍・筆頭者の記載(記載・省略)	通					
10	その他(不在籍・告知書・)	通					
11	受理証明書	通				出生・婚姻・死亡・離婚・( )届	
12	届書等情報内容証明書	通				昭和・平成・令和 年 月 日	
13	届書記載事項証明書	通				( )区市町村に提出	

## ◎請求者(証明書を使う方)

住所	電話 ( )
フリガナ氏名	大・昭 平・令 年 月 日生
戸籍に記載されている方との関係	本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他( )
上記の <u>その他に記入された方及び</u> 【12届書等情報内容証明書】【13届書記載事項証明書】を請求される方は 請求理由と提出先をご記入ください	
請求理由 <input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他	
提出先	

## ◎窓口に来た方(請求者と同じ場合は記入不要)

住所	電話 ( )
フリガナ氏名	請求者 との関係

通数	手数料	受付	出力・確認	審査	個・免・経・パ・在・身・国保・社保・年金・問 他( )

権限書類  委任状  登記事項証明書  資格証明書  その他( )

ロック無  有(請求者 無・該一経過票)

## 請求に当たっての注意事項

1. 請求理由の記載について
  - (1) 権利の行使・義務の履行のために必要な場合  
権利・義務の発生原因、内容、戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
  - (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合  
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名及び提出理由を記載してください。
  - (3) その他の理由で請求する場合  
戸籍の記載事項の利用目的、方法と必要とする理由を詳細に記載してください。
2. 資料の提供について  
請求書の内容から請求の理由が明らかでない場合は、資料の提供を求めることがあります。
3. 戸籍個人事項証明書について  
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合にはその方の個人事項証明をご利用ください。
4. 戸籍一部事項証明書について  
戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には戸籍一部事項証明書をご利用ください。
5. 受理証明書について  
戸籍届出の届出人の方が請求することができます。
6. 届書等情報内容証明書（戸籍届書の写し）について  
利害関係の方が特別の事由がある場合に限り請求できます。  
令和6年3月1日以降に届出された、戸籍届書が対象です。
7. 届書記載事項証明書について  
利害関係の方が特別の事由がある場合に限り請求できます。  
届出日、届出地により、請求先が異なります。窓口でご相談ください。
8. 電子証明（戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号）について  
**※行政機関において、使用できるのは令和7年以降の予定です。**  
行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16ケタの数字）を発行します（有効期限3か月）。  
行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合には、符号を提示することで紙の戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。  
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかどうかは、手続きごとに異なります。  
詳しくは手続き先にお問い合わせください。
9. 本人確認資料について  
窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
10. 権限確認書類について  
窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合、その権限を証する書面が必要です。
  - ・ 請求者（法人の場合は代表者）が作成した委任状  
※委任状に還付を請求する権限を証する旨の記載がある場合に限り還付に応じることができます。
  - ・ 後見登記等の登記事項証明書
  - ・ 請求者が法人の場合は、代表者事項証明書及び社員証等  
※権限書面の原本還付を請求される場合は、請求者が原本と相違ない旨を記載した謄本をご用意ください。
11. 罰則  
偽り、その他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ご不明な点がございましたら、窓口でおたずねください。